

第15回 議会運営委員会記録

- 1 日 時 平成29年12月6日(水) 午後12時58分 開会
- 2 場 所 議会委員会室
- 3 出席委員 8名
- | | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 委 員 長 | 高 田 保 則 | 委 員 | 宮 澤 一 照 |
| 副 委 員 長 | 佐 藤 栄 一 | 〃 | 阿 部 幸 夫 |
| 委 員 | 渡 辺 幹 衛 | 〃 | 小 嶋 正 彰 |
| 〃 | 岩 崎 芳 昭 | 〃 | 堀 川 義 徳 |
- 4 欠席委員 0名
- 5 欠 員 0名
- 6 職務出席者 2名
- | | | | |
|-----|-------|-------|---------|
| 議 長 | 植 木 茂 | 副 議 長 | 横 尾 祐 子 |
|-----|-------|-------|---------|
- 7 説 明 員 0名
- 8 事務局員 3名
- | | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 岩 澤 正 明 | 主 事 | 斎 木 直 樹 |
| 庶 務 係 長 | 池 田 清 人 | | |
- 9 件 名
- 1) 農業委員会委員の任命同意議案の表決方法について
 - 2) その他

○委員長（高田保則） ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

議長。

○議長（植木 茂） 午前中の、2日目の一般質問、大変ご苦勞様でございました。引き続きまして、午後からの議運、ひとつよろしくお願ひします。その内容につきましては、農業委員の表決方法について、皆様方からご協議をいただきたいと思ひます。また、その他につきましても、2点ほど皆様方にご審議いただきたい件がございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1) 農業委員会委員の任命同意議案の表決方法について

○委員長（高田保則） ありがとうございます。皆さんに、配布してあります事件、1) 農業委員会委員の任命同意議案の表決方法について、を議題とします。

先に、執行部から配布された「妙高市農業委員会の委員の候補者選定の経緯について」の評価基準等をご覧になっていると思ひますので、早速、協議をしたいと思ひますので、前回の会議で、小嶋委員から要望のあった県内市の表決方法について、説明願ひます。事務局長。

○事務局長（岩澤正明） すでにメール、FAXでお知らせしたほか、昨日ですが、資料のほう棚入れさしていただいたところす。資料のほう、見ていただきたいと思ひます。政令市の新潟市を除き、すでに任命同意の議案審議を

行った市議会の表決方法を調査した結果です。合計、県内 15 市の状況になります。説明としましては、資料のなかほどにもあるとおりなんです、簡易表決は、議案一括、議案個別を含めて 10 市、簡易表決をしております。委員ごとに賛成、反対の意思表示をしたのは、7 市でありました。その内容としましては、賛成が見込まれる簡易表決が 4 市ということで、五泉市、魚沼市、南魚沼市、糸魚川市になります。それに対し個別の委員に対し、賛成、反対を明らかにしたのは 3 市でありまして、村上市につきましてはボタン表決ということでありまして、小千谷市については起立表決でした。なお、佐渡市につきましては、無記名投票ということでありました。説明については以上になります。よろしくお願ひします。

○委員長（高田保則） ただいまの説明について何かございませんか。小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 各種の調査ありがとうございました。結論から申し上げますと、表決方式につきましては、私は起立表決、個別にということで、例でいいますと、小千谷市の例になりますけれども、原則的な立場でですね、この表決方法がよろしいんじゃないかと思ひます。以上です。

○委員長（高田保則） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 私もですね。起立表決がいいんじゃないかと思ひます。我々もしっかりとしたね、今回の件でですね、しっかり立って、反対なら反対、しっかりとした明確なことは今後にもつながってくると思ひますし、起立方式がよろしいんじゃないかな、と私は思ひます。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 先ほどの局長の説明で、佐渡市の無記名投票で 2 件を否決とあるのですが、これ 2 人、当初定員が 23 人だったんですけど、これ 2 人否決ということは、バツだったということなんですか。

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） はい、そのとおりです。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 初めての出来事だから、いろんな後の前例となるものですから、十分審議して取り組んでほしいというのが、本日の議運のテーマだと思いますけど。若干引かかる点をまず述べておきたいと思ひます。17 人を、例えば、JA の理事の選挙だとか、土地改良区や各種の団体での理事の選挙などにあるように、チーム農業委員会として 17 人を提案したのならそれは私、個々にみるといろいろあるかもしれないけど、その感情を抜きにして一括でもいいんじゃないかと思ひていたんです。だけど、議案出てきたらまあ一人一人ですよ、しかも議案出てくるまでの選考基準を明らかにしろというのは、明らかにしたんですけど、ひっかかっているのは、ホームページに 20 人載ったんですよ。応募状況と言って。公選でもないのに 20 人載せて、その中から 17 人選んだ。選考基準は一応書いてあるけど。じゃあ、落ちた人はどれだけ差があるのか、落ちた人でも良い人がいるんじゃないかという疑問が付きまとうんです。落ちた人もそう言うかもしれないですけど。そういう点ではきっちり、個々に審査せざるをえないなと、そう思ひます。それで宮澤委員からもありましたけど、しっかり責任をもてるようにとありましたけど、私は個々に審査するんなら、人事案件ですから、個々にこの人は前にこんなことをしていたじゃないか、それでいいのか、なんていう質問はしにくいと思うんですよ。そうすると、やり方とすれば、提案して、17 本になるんですけど、一括提案して、一括質問を受け付けて、そのときは、皆さんの判断でやるんですけど、実際は、A さんはどうの、B さんはどうの、ということは言わんと思うんですけど、そういうふうにして、投票は無記名の秘密投票で、一人一人やらざるをえないんじゃないか。そこで、A 議員は俺のとき座ったままだった、賛成しなかったとか、B 議員はどうだったか、そんな評価が出てくるわけです。それも、個々にやると、議会の最後に出てくる各議案ごとに、賛否、だれが賛成したか、反対したか、一覧表に載るわけですよ。私は、そういうのは

めての事案でもありますから、そういうのを後腐れ無いようにして、少なくとも今回は取り組むのがいいんじゃないかな、それでまた問題があったら次回はどうかとか、それで、もし欠員がでたらどうするかってのは、その後で協議すればいいんじゃないかと思っています。そういう点では、提案の仕方とあれの問題はありますが、結果的には、佐渡のように無記名投票でやったほうがいいんじゃないかと思います。

○委員長（高田保則） 他に何かございませんか。岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 岩崎です。私は、いわゆる提案についてですね、一括提案という形という中で、後は議員一人一人が賛成、反対の意思を表明するような形の中ですね、起立というような形で、個々のいわゆる表決があった方が良くと思います。

○委員長（高田保則） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） 私も、あの、この中身を見させていただいて、それぞれ大きくくりでは地域ですね、それぞれ推薦をされてきている経過、さらには、いろいろな基準等々についても20名の中から整理されてきていると、こういうことから言ってですね、起立、個別というような形ですね、対応したらいいんじゃないかというふうに思っています。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） いろいろ農振外したりとかですね、農業委員会、非常に権限が大きい案件で、今回各地域からこう上がってきたわけですが、佐渡市のさっきの2人の方を議会としてふさわしくないという判断をしたというようなことで、そういった方もひょっとしたらこの17人の中にいらっしゃるかもしれないということなんで、仮にこれ今、簡易採決で早くやろうという形の中で、理由は、ようは人数が多いと、というようなことがあげられるとしたら、もしこの農業委員会が一人だったら、じゃあどうするのか、といったことを考えたときに、従来の無記名のですね、投票をすると思うんですよ。じゃあ、5人ならするのか、しないのか、私、これは人数ではないと思います。ですので、一人一人、さきほど渡辺委員おっしゃったように、この人数、時間がかかる、かかるという理由で、簡易的な採決で、するのは私は良くないと思います。3人ならじゃあ無記名投票でいいのか、10人なら多いから、というその判断をどこでするのか、ということ考えた場合に、1人でも、100人でも同じことを繰り返さなければいけないと思います。

○委員長（高田保則） 堀川委員。今、提案しているのは簡易採決でなくて、起立採決だから、簡易ではない。反対の意思はちゃんとあるわけ。賛成の意思もあるわけだ。そういう提案をしているわけだ。

○堀川委員（堀川義徳） すいません。簡易採決という、すいません、私、言い方はあれだったんですけど。まあ、無記名採決でやったほうがいいと思います。

○委員長（高田保則） 副委員長。

○副委員長（佐藤栄一） 非常にあの人事案件というものは、後々、尾を引くものが大きいな、という思いはしております。私は、副市長、教育長と同じ扱いで、無記名投票でやった方が、私はいいんじゃないかなという思いです。特に、起立採決の場合、立った、座ったが、今も、ネットには出ておりますし、例え農業委員になられた方にも3人立たなかったねか、誰だというのがわかっている、これは非常にむしろおかしいものになるのではないかなと、という思いがあります。するとしたら、きちっと、宮澤委員が言われたとおり、各々が判断をして、この人が的確かどうか、あわせてちょっと、渡辺さんが言われましたとおり3人が、落選という言い方はないですけど、推薦されなかったと、いう方々の思いも汲んでいかなければいけないなど、いうことを考えますと、私は、無記名投票できちっと、議会としての意思を出していく、市長提案だからまるごとみんな起立採決で全員立ったという、可能性もあるかもしれないですけど、無い可能性もあるという、そういう議員個々の判断ができる環境づくりは、私は必

要ではないかなというふうに思います。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 私もおっしゃる通りだと思います。議員一人一人がきちっと意思表示をする。それに対して、議場で行われたことに対して、地域に帰った時、市民の皆さん、これどういうんだと、いうときにですね、きちっと説明する責任が私どももあると思います。そういう意味からですね、無記名というよりは、私は起立採決にすべきだと、それに責任を持つというのが、我々議員の責任ではないかというふうに思います。

○委員長（高田保則） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） 私も、あの、今、小嶋委員が言われたように、私たちの責任というものをあの中で示すとすれば、やはりそういうことではないか、というふうに思います。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 一人一人採決するという、意思表示するということについては、皆さん一致していると思います。ただ、そののが、どういう形で担保されるか、あそこで、みんなの前で、立ったり座ったりするのが、効果的に判断できるのか、教育長や他の選任同意のように、無記名投票でしたほうが判断できるのか、そういう点ではよく考える必要があると思います。ただ、一般的に言えば、あそこで、議場で起立採決すれば、ほとんど同意すると思います。そうかといって、投票にすれば、この人は嫌だという人も出てくる可能性もあります。そういう点では逆にとらえると、無責任な議員も出る可能性も否定はできないと思います。だけど、最初の話ですから、どちらが自分の意思、私は、この提案を見て、全部、中身を知っていて、この人なら問題がないと思っている人は、簡易採決だろうが、議場での起立採決であろうが、全然問題なく感じていると思います。だけど、この人は問題があるんじゃないかなと考えている人は、意思表示の仕方を検討してもらいたいと思うのは当然だと思いますので、もう一度皆さんよく考えていただきたいと思います。

○委員長（高田保則） いつもこうなると決ということになるんですけど、決はなるべく採りたくはないんですけども、まあ、委員長の発言いいですか。

〔委員長交代すればいい〕という者あり〕

○委員長（高田保則） 委員長交代します。

○副委員長（佐藤栄一） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 農業委員会の農業委員というのは、準公選制から初めて法律が変わって、市長任命、議会が同意ということになったんですが、ただ、立候補する手立てといたしますか、各地区においてね、立候補することについてはね、ほとんど、準公選制と変わりがないというのが実態だと思うんです。99%だいたい前と変わらないと思います。準公選制でも、私も経験ありますけども、各地区において定員がオーバーした場合は、各地区で定員を調整したわけですよ。それが、ここ何年か、投票なしで、定数どおりということで、公示されて当選されたというのが現状だと思うので、ですから、今回も、私は選ぶについてね、当然その辺のことは、各地区について調整とか、同意とかされたと思うんですよ。そういうことであるならば、私、今、選任の、市長をはじめとした、4名ですかね。

〔副市長〕「評価委員会」という者あり〕

○高田委員（高田保則） 副市長、評価委員会ね。これについては、私、多分、各地区から推選されたものは、多分、単なる批准しているというか、というふうに、私は考えるんですね。だから、この4人の中で、これが良いとか、悪いとか、多分そんなに評価はされていないと思うんですよ。ですから、そういう中で、実態は準公選制とほとんど変わらない中ということで、ただ市長提案ということで、我々の議会の同意ということですけども、そう考え

れば、そんなに中身的には前の農業委員会のシステムと対して変わらないんじゃないかなというふうに私は思うんです。そんなところで、まあ、できれば、市長提案ということでですけど選挙ではないんで、我々の口をはさむとこあるんですけど、まあ、その辺を少し考慮したほうがいいんじゃないかなというふうに私は思います。以上です。

○副委員長（佐藤栄一） 委員長交代します。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 高田委員が今いろいろ述べられましたけど、前と違うんですよ。前はね、例えば20人の定員、定数のところ、地元から選挙で選ぶのは例えば18人くらいにしておいて、そして、オーバーした人を議会推選にして、全部が手を挙げた人、全部が納まるように工夫していたんです。事務局は。今度はどうです。今、選考基準で地区から選ばんたんだから問題ないだろう、地区から選ばんたんだ、問題ないとすれば、じゃあ3人の人は、これ事務局ないから聞かんないんですけど、3人の人は地区から選ばれなかった人なんか、地区から選ばんた人ならじゃあ、その地区で選んだ人は、おまんた他の地区に比べると、劣るんだよという話になっちゃうわけですよ。そこら辺では議会の責任というのは大きいと思うんです。ただ、先程から何回も繰り返しますけど、市長の提案です。この市長の見てる前で俺は反対だといって、座ったまんまでいられるか、この人には立つかという判断のとき、皆さん迷いませんか。そこら辺では、意思表示はきちっとする。先ほども言いましたけど、無責任なものでもできるかもしれません。だけど、制度としては堀川委員からも出たみたいに、1人ならどうする、5人ならどうするかというような話をするのも嫌ですけど。やはり佐渡のような無記名の秘密投票ですべきじゃないかと思います。

なお、申し上げますけど、ここで採決とれば今までの状況でいうと、例えば5対3とか、4対4とか、いろんな結果にできるかもしれませんが、少なくとも意見書なら多数決でもいいですけど、議会の運営や何かにかかる基本的な問題については、全会一致を採りたいというのは私の思いです。以上です。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 高田委員長、今ほども話があったんですが、今回、この農業委員会のですね、選考というかやり方が変わって、何で変わったかというところなんですよね。今までの地域から上がって、まあある意味、農協に勤めていて、例えば役所にて、その後っていう、形の農業委員会が本来の持っているですね、やるべき仕事、いわゆる耕作放棄地ですとか、農地の集約ですとか、担い手っていうよな、いわゆるそういったことをやっていないということで問題があるということで、今回の農業委員会の改革になっているわけですよ。もしやっていたら、こんなになってないわけですよ。中山間地域。ですので、今回はそうじゃなくて、地域から上がってきただけじゃなくて、農業感覚を持った民間の人ですとか、女性ですとか、そういった農業経験が何にもない人も、本当にこう一般の人として、その農業の経営といいますか、農地の利用に携わるというところで、今回形を変えたと私は思っているんですよ。ですので、高田委員先ほど今まで、従来と同じということで、例えば、今回のメンバーが今までと同じやり方で決まって、同じような人がなったら、何にも変わらないわけですよ。もしかしたら、落ちた3名の中に本来、今回、この制度改革をして、新しい農業感覚を持った人たちに入ってもらおうという人がいるとしたならば、われわれはこの17人を賛成してしまうというのはどうなのかな、となると思うんで、安易に今までと同じように上がってきた人たちを、簡単にOKを出せないということだと私は思います。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） この場合、制度が変わりまして、任命同意するか、しないか、しか議会には権限がないということで、選ぶわけにはいかないわけですね。その範囲の中で判断せざるをえないということになるかと思えます。ですから、根本的にどうなのかという話は、それはいろいろ堀川委員おっしゃる通りだと思います。まあ、今までの農業委員がしっかりやってなかったのかという訳じゃないんですけど、これから、今回の制度でやる農業

委員というのは非常に大変だと思います。荒廃農地、おまんのとこの田んぼ、荒れてるけど、どうしんだね、というような、ある意味非常に苦しい立場の、大変だと思います。そういったことを含めて、より一層、議会としては、わたしたち議員としては、さきほど渡辺さんがおっしゃいましたが、議会の責任は非常に大きいと思います。そういう意味でもですね、普通の議案、賛成、反対、起立採決でやっていますよね。それと同じくらいの重みを持ってですね、意思表示をきちっとする。市民に対して説明責任を果たす。これが議員の役割ではないかなと思うふうに思います。

○委員長（高田保則） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） やっぱり、これ市長の提案説明ということで、まあ、農業委員会、プロセスがどうのこうのじゃなくて、これが今議員として、議会としての今の役割をどうするか、ということなんだけども、私の気持ちとしてみれば、これ市長提案だろうが、なんだろうが、やはり、今小嶋委員も言われたとおり、我々の議員というのは、全ての案件において、チェック機能だと思うんですよ。だから、市長の顔を何うとか、そういうことだったら、これは議会として、議員として成り立たないんじゃないかと思うし、いろんな懸案があると思うんです。いいものはいい、悪いものは悪いということは、自分の考えでやるということを選挙戦で皆さん訴えてこられてきていると思うんですね。その辺含めたって、こういう案件は無記名じゃなくて、しっかりと目で見えるところで、私はやるべきことじゃないかなと思いますし、ですから先ほど言っているようにその責任をやっぱりやるには目で見える反対するなら反対すると堂々とテレビで映ってもいいような形をやることこそが議員としての役目じゃないかなと思います。その辺を含めた考えで、起立ということの提案がいいんじゃないかなと、小嶋委員が一番最初に言った提案が個人的に気持ちとしていいんじゃないかというふうに私は思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 議員が議案に対して賛否を明らかにする。透明性を確保するという基本条例のもとに、議会だよりもマル、バツというか、白丸、黒丸がついているんですけど、人事案件というのは、それで十把一絡でできるかどうかというのが問題なんですよ。こういうやり方が通るとなると、民生委員の推薦同意であろうが、教育長であろうが、副市長であろうが、みんなそれでいいじゃないかという話になっちゃうんです。そういう点では、私はなるべく、議員の皆さんの個々の意思表示というか、議案に対する議会の流れとしては、ほとんど賛成だったとか、何人かの異論はあったとか、も含めながら、今後選ばれた人も、初心というか、きっちり自分の反省すべきものもあるんじゃないかと思いますが、そういう点で必要じゃないかと、そんな風を感じています。だから、選考方法は承知したとすれば、今度、選ぶやり方は選挙の方法は佐渡方式で、何度もこだわっていますけど、その方が皆さんにとっても意思表示しやすいんじゃないかなと思います。以上です。

○委員長（高田保則） 暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 27 分

再開 午後 2 時 32 分

○委員長（高田保則） 休憩を解いて会議を続けます。

○委員長（高田保則） ほかに意見ございませんか。いま無記名投票をやるべきだという意見と、起立採決をやるべきだという意見の両方出ておりますけども、中間ということで、私、ちょっと事務局長と話したんですが、一括投票、一括無記名投票できないかという提案をしたのですが、若干投票の基準から言うとそういうことできないということでございますので、今回は両方の案を決議したいと思います。多数決で決めたいと思います。今、小嶋委員から出ました一括提案、個別……。

〔「多数採決で決めていいの」と言う者あり〕

○委員長（高田保則） 話し合いできなければ……。

〔「ちょっといいですか」と言う者あり〕

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺委員） ここで、多数決で決まったとしますよね。全協に15日のお昼、1時ですから、12時半頃出してみたら、全協でひっくり返ったと、そういうことだってわるわけでしょ。議会運営の問題については、先程申し上げましたけど、多数決はいかなものかと言ったわけです。そういう点でここで話が見つからないなら、全協を急ぎょ開くとか、そういうのも含めてちゃんと根回したほうがいいんじゃないかと思います。

○委員長（高田保則） 今、渡辺委員から議運で決まらないならば全協でという提案がありましたけども。いかがでしょう。

〔「決定はここだ」と言う者あり〕

○委員長（高田保則） 意見いいですか。

○委員長（高田保則） この任命同意の件については、議会運営委員会では一応意見が集約できなかったということで、改めて全協を開いて、全協にご意見を伺いを立てると。その結果、最終的には議運で決定ということで、そのようにしたいと思いますがいかがですか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（高田保則） 異議なしということで認めさせていただきます。全協については、早急に開催をするという段取りをしたいと思いますので、日程については議長の方に一任したいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長（高田保則） では、任命同意の件はこれで終わります。

2) その他

○委員長（高田保則） その他。議長。

○議長（植木 茂） よろしいでしょうか。私のほうから、その他ということなんで、2点ちょっとご審議いただきたいと思います。1点目はですね、北朝鮮のミサイル発射の抗議声明の議決について、協議をお願いしたいということでございます。平和に関する声明につきましては、現在、議会運営マニュアルによりますと「議長において平和に関する声明（核実験またはミサイル発射などへの抗議声明）を発表する場合は、時期を失することがないように全議員へ連絡のうえ、速やかに対応することが例である。」となっております。「また、会期中または近々に議会開会が予定されている場合は、会議に諮り決議することが例である。」となっております。また、5月の議運におきましても、当初想定外の、度重なるミサイルの発射等がありましたが「ミサイルが発射するたびに、必ず抗議文を出していく」という結論にいたっております。しかし、これからも、ミサイル発射が継続されるとの報道もあります。こういうことから鑑みまして、決議をした同じ議会会期中でも、再度決議しなければならない事態も発生するのではないかなと思っております。そういうことからですね、議会による発議・決議も、定例会ごとに行うことも、議会の決議の効果という面から、慎重に判断すべきではないかと考えています。このことから、核実験等がなく、ミサイルの発射の場合につきましては、議長声明によることとし、議会発議による決議は行わないでもよいのかなと、私自身も思っておりますので、その件につきまして、皆様方からご協議いただきたくよろしくお願いたします。

○委員長（高田保則） 今、議長のほうから提案がありましたけども、一連のこの北朝鮮のミサイル発射について、議会会期中は議会の議決、閉会中は議長に一任ということで、同じ案件を二つの方法で抗議声明を出しているわけですが、今、議長の提案では会期中、閉会中に関わらず、議長の判断で抗議声明文を出したらどうか、という提案だ

というふうに思いますが、その辺で皆さんのご意見を伺いたいと思います。副委員長。

○副委員長（佐藤栄一） 局長、他の市ではどんな取扱いになっているか、ちょっと聞いておきたい点もあったんですが、一つ、議会中に一旦こういった議運の中で決めてやっていくことは、決議文という形をとっているわけですね。普段議長が出す時は抗議文になっているという。決議文のほうが、重さが重たいということで、このような形を取らしてもらってきている流れがあるという流れをご認識いただきたいと思います。ただ、一つの議会中に2発も3発も打つ可能性があるというのは、確かにありますんで、その辺どっちのほうがよいのか、皆さんでちょっと議論いただければいいんじゃないかなと思います。

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 他市の状況です。9月、核実験が行われたときに、議会が決議した市は、上越市、柏崎市、もう一市あったかと思いますが。ミサイル発射では、なかなかないのかなというところ。もう一つは新潟市だったかと思いますが。それで、今回この11月末に発射されたものにつきましては、妙高市と柏崎市が発議を行ったところ。柏崎市については、前回もそうなんですが、原発もあるというような特殊事情であるとか、今回については、木造船の漂着した関係もあったりしたものだというふうに思います。ミサイルの発射で決議しているところはなかなかないというところ。

○委員長（高田保則） 状況については、事務局長の報告のとおりでございます。堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 平和都市宣言ということで、ミサイルとか、核実験のとき出しているんですが、抗議文と決議文、重みが違うということなんですが、受け取っている相手は重みを感じているかどうか、という問題がありまして、最初はね、こういうのを初めてやったときは、マスコミも取り上げて、「おっ、妙高市議会、平和都市宣言もしているということで、議会もそういうようなことをやっているな」というようなことで、まあ、議会の見える化、やっているな的な、そういうのがあったんですが、連発し始めると、マスコミの方もあまり取り上げていないので、実際に、大使館にFAXを送っていることですかね、多分、むこうの親分は見てらっしゃらないと思いますので、どちらかという、私は、確かに議会中の決議文の重みは我々としての重みはあると思うんですが、受け取る側のことを考えたときに、どんなタイミングでも速やかに出させる抗議文にしておいていいのかな、と思います。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 私も堀川委員に賛成です。やっぱりこういうのはタイムリーにやらないと、うまくないんで、時間かけていいかどうかというものもありますけど、即、議長名で出す、議長の判断で出していただくというのが大事かなというふうに思います。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 先回もお話しましたが、私はミサイルだとか核実験、それはあるべき姿じゃないと思いますから即対応すべきだと思います。そのときに、付け加えて言ったんですけど、今日からですか、明日からですか、米韓合同演習も史上最大の規模でやるんです。北朝鮮がミサイルを発射したすぐ後で、韓国は日本海に向けて3発、ミサイルを発射した。同じミサイルで言えば人殺しは同じことです。北朝鮮が明らかに違うのは、国連決議に違反しているということです。そういう点では、タイミングよく、きっちり批判すべきだと思いますから、北朝鮮問題に限って言えば、今、議長は事務局と相談して、タイミングよく抗議文を出してほしいと思います。

○委員長（高田保則） ミサイルということで話しはしていますが、核実験についてはどうなるんですか。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 北朝鮮が、ミサイル、核というのは、国連の決議に違反するわけですから、その範囲内においては速やかに出してほしいと思います。ただ、ミサイルだの核実験というのは、他の国でもあることですし、インドやイランでもやるかもしれない。そういう点では、状況が変われば、対応を協議する必要があると思います。

ど、北朝鮮については、今はミサイル、核実験いずれも速やかな対応が必要だと思えます。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） この間の決議文の中で、文言の下の方を少しということがあったんで、あってもならないんですが、今度、仮に抗議文を出すときに、下の文言、世界平和のというのを少し直す必要があるのかな、と思いました。

○委員長（高田保則） じゃあ、まとめますけど、基本的には北のミサイル、核実験に対しての文書については、議長判断で速やかに送付するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） そういうことで、今後、議長の判断で、関係機関に送付するというので、お願いいたします。

○委員長（高田保則） 議長。

○議長（植木 茂） もう一点、その他で、皆さんに協議していただきたいと思っております。前回の議運におきまして、宮澤委員さんのほうから、議案の正誤に関しまして総務課長による説明を求める意見がございました。議案の正誤に関しましては、内容自体に誤りがあるものから、文字の誤植まで、いろいろなレベルがあると感じております。また、議案なのか、また、議案参考や参考資料なのかにもよっても扱いが異なるのではないかな、と感じております。そこで、議案または参考資料に誤りがあった場合には、その説明対応をどうすべきか、協議をお願いしたいと思います。

例えば、誤植であれば文書によることとし、内容に関わる誤りがあれば総務課長による説明を行っていただくと。また、誤植と内容の誤りの区別は難しいので、判断は議長に一任していただきと思っております。また、議案の正誤の説明は、議案以外の議案参考は文書によるとしていますが、また、時期を基準とし、本会議開催前・初日までであれば文書によることとし、その後は説明とするというような対応についてご協議をいただき、その結果が皆様一致されればですね、執行部へ対応方法についてお話をしていきたいと思っておりますので、協議のほどひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（高田保則） 議長のほうからもう一点、提案がありました。今回もありました議案等の正誤はどう取り扱うべきか、という議長の提案でございます。まあ、その都度、総務課が来て説明をするというものと、場合によっては、文書でということもありうるということでございますが、その辺の取扱いをちょっと、審議していただきたいと思えます。小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 分けて考えなければいけないのかなと思えます。議案として提案された部分と、参考資料の部分ですね。参考資料については正誤表、よっぽど大事な部分でなければですね、数字がどうだとか、表現がどうだとか、というのは議長の判断でですね、配布で終わるとか、いいんじゃないかと思うのですが、告示後の条例、条文の誤りについては、やはり説明必要なんじゃないのかなと。そこ分けて考えたほうがいいんじゃないかと思えますが、いかがでしょうか。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 基本的には、小嶋委員が言ったような恰好でいいんじゃないかと思うけど。ただ、参考資料というのは、あってもなくてもいい資料じゃないんですよ。そうすると初日、所管外の総括質疑をするときに、参考資料を見て、この問題ならこういう問題があるという、そういう判断をして質疑する場合も多くあると思うんです。そういう点では、初日までの間なら、私は文書でも構わない。参考資料。けどもう、議会が始まってしまえば、誰が責任を持つ。総務課が発送の責任を持っているなら、総務課長が然るべき対応をすべきだと思います。なお、申し添えますと、過去には付託になってから直したときもあります。付託になってから直すと、本会議に開

きなおさんといけないんですね。そういうのを含めて慎重な対応が必要なんですけど、その姿勢を見せるためには、ただここが正誤表の訂正がありますよ、くらいじゃなくて、総務課長がきちっとすべきだというのが必要だと。そういう点では、初日前と後では若干違う。議案そのものと、参考資料と若干違う。そういう意味です。誤字脱字だって、同じ扱いをせざるをえないと思いますけどね。

○委員長（高田保則） ほかにございませんか。今、議案参考資料の訂正でございますけども、告示後については全て総務課長が正誤の理由を述べて訂正すると、いう方向に、やってもらいたいということで、そんな方向でよろしいですかね。

〔「開会後でいいの」などと言う者あり〕

○委員長（高田保則） 議案参考資料については、開会後は、きちっと当局側が出席して、正誤の理由と訂正箇所を述べると。こういう方向で、今後運営していきたいと思いますがそれでよろしいでしょうか。

○委員長（高田保則） 副委員長。

○副委員長（佐藤栄一） いつも本会議初日の頭に全協があるわけですね。訂正はいつもその場でやっているんで、開会前なんですね。その場に來てもらうのは無くなるという可能性があるんで、その辺は、その前にわかったら、その時くらいはきてもらいたいと思うんですよ。ですから。召集日前に切り替えてもらわないと。「開会します」と議長が言うのは10時だから。召集日前に切り替えてもらわないと。そうしないと逆行してしまうような気がしたから。

〔雑事を言う者多数あり〕

〔「いいですか」と言う者あり〕

○委員長（高田保則） はい。渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 文書でもいいって言ったけど、開会初日の前の招集日の全協があれば、送りつけた文書についても、ここが間違っていて、訂正文をあらかじめ送ってありますけど、と頭を下げるくらいしなきゃいけない。

○委員長（高田保則） だから、俺、言うのは、議案もらった後はそうすべきだと私はそう思う。基本的に、来て釈明するということだ。それをいつからいつまでにやるか。

〔「参考資料もすべてやるかいね」と言う者あり〕

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） ちょっと整理したいんですけども。告示日に配られます。その後、誤りがあったとすれば、議案の部分、議案参考の部分になるかと思います。わかれば、わかった時点で、お配りすべきだと思います。それが、議案参考であれば、前日までに配れば、議案参考はそれで終わりだと。議案参考の誤りについては、今の話で前日までに配られた分はそれで終わりになるかと思います。議案の正誤については、訂正わかれば早い時点で出しますが、全協のときに説明をするということになるかと思います。

議案参考の誤りについては、早めに出しますが、前日までであれば配るだけ。当日であれば、議案参考だとしても、来なければならぬ。当日、初日であれば。という整理でよろしいでしょうか。

○委員長（高田保則） 結論的には、告示後の議案も参考資料も、当局が出て、正誤の説明をします。そのタイミングは、開会の前の全協か…。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 参考資料だろうが、議案だろうが、訂正は訂正なんですよ。それで、全協のときどうするかというと、訂正があったとわかった時点で、参考資料だろうが、議案だろうが、送るべきだと思うんです。届けるべきだと思うんです。ほんだけど、初日の最初の開会前の全協のときは、議案でこういうところが間違いがありました。正誤表をお送りしましたが、これこれですと、お詫びして訂正しますと。ただ、丁寧で言えば、参考まで

に参考資料でもお送りしましたが、参考資料にありましたことをお詫びしますくらい言ったっていいんじゃないかと言う話。委員長はそんな気持ちだと思うよ。

○委員長（高田保則） 今の補正しますけど、告示後の議案とか参考資料の訂正は、事務局長言ったとおり、わかったときに送付すると。その説明は、一番近い全協の中で当局が出て説明するという私の提案。

○事務局長（岩澤正明） 参考資料だけでも同じなのでしょうかね。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 宮澤委員が言われているのは、今回の案内所の設置条例の部分ですね、条例そのもの、附則の項目が違っていると、あれは明らかにおかしい話ですよ。それはきちっと説明すべきだろうと。説明が必要だと思います。ただ、参考資料としてですね、句読点の位置とかね、極端な言い方をすると、てにおはの類だとか、そこまでやる必要があるのかな、その辺の程度については、事務局なり、議長のなりの裁量の中でやってもらっていいんじゃないのかなと私は思いますけど。全部が全部というような話ではないような気がするんですが。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 委員長もそう思っているんじゃないかな、という話をさっきしましたけど、それは議案の訂正、わかったとき送付するんですけど、それがあった場合は、最初の全協で説明すると。そのときに、参考までに参考資料でもお送りしたとお誤りがりました、すいませんと言えばいい。だけど、参考資料の誤りだけしかないのなら、初日の全協で別にそんなこと言ってもらう必要はない。そう思っているんです。細かいことを言えば、今回の補正予算の一覧表、議会の要望もあって丁寧に書いたんですけど、あの説明のどこ見ていると、丸ついているのもあるし、丸ついていないのもありますよ。細かいところはそんなとこまであるんですよ。委員長、そういう気持ちですよ。何も議案の訂正がないのに、全協の時、参考資料だけの訂正を言う必要はないと。

○委員長（高田保則） まあ、それは、何で、気持ちは議長と事務局長の判断でいいと思うんですよ。ただ、紙ペっら一枚で訂正しましたという話では、ちょっと議会を軽んじているんじゃないかというふうに思いますので、そういうふうな方向でまとめたいと思いますがいかかでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 訂正については、そういうふうな方向でまとめさせていただきます。

〔委員長を呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 一つと言ったんですけど、二点ほどあるんですけど。一つは、議連のほうからお願いしたいんですけども。私だけかなというふうに思ったんですけど、昨日もそうなんですけど、一般質問で市長答弁で、やっぱり、声が小さいというか、要は答弁なんで、答弁書を読まれますよね、答弁書をずっと読んでいるんですけども、声が小さいトーンのとときとか、あんまり聞こえない。私で聞こえないんだから聞こえない人も何人かいらっしやると思うんですよ。その辺を含めて、マイクの調整なり、もう少し声を大きく、わかるように説明してもらわないと、本当にその質問に対して、どういうふうに答えてくださっているのかということが、正直わからない部分があるので、その辺をぜひ私の要望なんですけれども、もう少しマイクを大きくするか、あとは市長がもう少し声を大きくして、メリハリをつけていただいて、わかるようにもう少し答弁していただければという気持ちがあって、今日お願いしたんですけども、よろしくお願ひいたします。

〔「課長もそうだろう」と呼ぶ者あり〕

○宮澤委員（宮澤一照） 行政の方の、まあ執行部の方の全体的な形なんで、それはやっぱりちょっと言っていたきたいと思います。

○委員長（高田保則） 事務局長。今、多分、マイクの音量の問題も大分関係するかと思うんで、その辺対応どうでしょうか。事務局長。

○事務局長（岩澤正明） マイクの係が一人、専属ですんで、その辺はやっているところですが、やりきれない部分については、また依頼するというか、お願いするということになるかと思います。

○委員長（高田保則） 副委員長。

○副委員長（佐藤栄一） 私も議長をやったときに、課長の語尾がイエスかノーかわかんってというのが結構ありまして、その時は、本人に悪かったんで紙をさしました。語尾をしっかりしゃべれ、と。これは議長の責任だと思うんですよ。議場の整理権は議長持っていますんで。そういったことで、議長の方からきちっとその辺は言っている形をとれば、だんだん直ってくると思います。よろしく願いいたします。

○委員長（高田保則） 宮澤委員から提案ありました答弁についての音量の問題、それから語尾のはっきりしない問題については、今後議長のほうから、事務局を通じて申し入れをしていくということによろしいでしょうか。

〔「よし」と呼ぶ者あり〕

〔「もう一点よろしいでしょうか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） はい。

○宮澤委員（宮澤一照） もう一点なんですけど。昨日も、私、一般質問の最初に話したんですけども、資料でね、我々災害についてってということで、昨日もそうなんですけど、台風第21号の被害の概要について、っていうのやはりこれ見ると、11月17日現在っていうことで、こういう資料があるんだったら、午後ですね、2時か3時に配るんじゃ、ましてや議場で議会があるってことがわかってるんだから、5日からもう議会が始まって、30日に議会が始まって、それに間に合うように資料を作るのが当たり前だと思うんですよ。それをね、あたかもこう、あてるようにね、黙ってね、これを机の上に置いておくこと自体がね、まあ、先ほどの間違っったときのペーパー1枚で来るのを全く同じで、非常に議会軽視している部分があると思うんですよ。私、それをね、言いたいんですね。黙ってこれが、ポンと置いてある。何かと見れば、被害とか災害でしょ。やっぱり、そういうことに対しての質問って、私だけじゃなくたって、他に山川議員だっってそうだし、一般質問、やってんだから。それを見たって、当然聞くのわかっていることなから、その辺を含めたって、終わるところになって、これ昼休みなかったら、後、もっと問題になっているところだと思うんですよ。せめて、その日の朝だとか、そういう議会が始まる朝だとか、そういうところにしていただきたい。やっぱり区切りは大事だと思うんですよ。その辺から含めても非常に議会の軽視している。だから、答弁もそうだと思うんですよ。私見て、批判するわけじゃないんですよ。要するに、棒読みで読んでもらえるから、だんだん、だんだん小さくなっていく部分があって、だんだん俺も聞きづらくなっていく部分がやっぱりあると思うんです。我々も議員全員が真摯にいろんなことを提言しているんだから、それに対して真摯にもっと自分の情熱を込めて言ってもらえれば、それで、ああそうか、なるほどなということがわかってくる。それらを含めた改革をしていただきたいなと思って、お願いしたいんですけどよろしく願いいたします。

○委員長（高田保則） 宮澤委員の提案でございますけども、資料はあるものは早く提示してもらいたいという要望、そういうことで申し入れをしていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〔「その他」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） じゃあ、その他ということで、前回議長の方から、議会改革の特別委員会の諮問を受けてですね、議会改革はあくまでこの議運でやるというような答申を出したので、まあお話ししますが、実は昨年ですね、

多分、今頃だと思うんですが、議会改革において各議員がどういった提案をしたりですとか、今の問題点を全部出してもらっているはずなんです。それで、議運とか、全協で精査して、去年の3月14日、全員協議会資料ということで、これ、去年の29年度は全部で14項目、いろいろやっているんですよ。例えば、一般質問の順番、これ変わりましたよね。例えば、ICTの活用、これは実は、29年度から議会運営委員会で協議する。実は、継続のやらなければいけない宿題一杯あるわけですよ。ですので、こういうのも含めて、再度、ここの議運でもって、議会改革をやるということであれば、もう一回、今年も同じように全員の方々から昨年を引き続きの部分と、新たにあるものを出していただいて、やはり、3月31日の年度内中に、次の宿題は宿題で解決しなければいけないでしょうし、新しいものは、また、どうやってやるのかというのをやっていくというのが、本当に議会改革だと思いますので、ぜひ、ここで、全協のときに期限を切っていつまでに、議会改革、新しいことですか、問題点を各議員に出していただいて、それをここと全協でキャッチボールしながら、解決していくという形をとっていただければ、本当にここで議会改革をするといったこの間の、議長の諮問に対する答申の役割が果たせるかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（高田保則） まったくその通りです。ただ、この間の答申は、議会基本条例の改革は議運でやるってということで、その辺は勘違いしないように。

〔「去年と同じように議会改革の調査を」などと呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） それについては、前回の全員協議会で、議長のほから話がありましたので、今進めているところでありますので、また、よろしく願いいたします。

○委員長（高田保則） 今、堀川委員から提案ありました、今までの提案を早急にもう一度皆さんのほうに配布するというので、それによって、議会改革を進めていくということで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） じゃあ、そのような形で、突如議運の開催もありうるかと思いますが、一つご協力をお願いしたいと思います。

○委員長（高田保則） 他によろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 大変長い間ありがとうございました。これをもって、議会運営委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

散会 午後2時10分